式の符号中Z_{19}をAC_{19}とし、Z_{18}をAC_{18}とし、同号算式の符号Z_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号算式の符号中Z_{17}をAC_{17}とし、Z_8からZ_{16}までをAC_8からAC_{16}までとし、Y_nをAB_nとし、X_{18}からX_{20}までをAA_{18}からAA_{20}までとし、同号算式の符号X_{17}中「0.029」を「0.028」に改め、同号算式の符号X_{17}を同号算式の符号AA_{17}とし、同号算式の符号中「$X_{16}=0.027$」を「$X_{16}=0.026$」に改め、同号算式の符号中X_{16}をAA_{16}とし、X_{15}をAA_{15}とし、X_{14}をAA_{14}とし、W_nをZ_nとし、同号算式の符号αを削り、同号算式の符号V_{13}を同号算式の符号Y_{13}とし、同号算式の符号Y_{13}の次に次のように加える。

α	第２号算式の符号αに同じ

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号中V_{12}をY_{12}とし、V_6からV_{11}までをY_6からY_{11}までとし、同号算式の符号中「$V_5=0.012$」を削り、同号算式の符号中U_nをX_nとし、T_{24}をW_{24}とし、同号算式の符号W_{24}の次に次のように加える。

W_{25}	$=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号T_{23}を同号算式の符号W_{23}とし、同号算式の符号中「$T_{22}=0.006$」を「$T_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中T_{22}をW_{22}とし、T_{16}からT_{21}までをW_{16}からW_{21}までとし、同号算式の符号中「$T_{15}=0.066$」を削り、同号算式の符号S_5中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号中S_nをV_nとし、R_{24}をU_{24}とし、同号算式の符号U_{24}の次に次のように加える。

U_{25}	$=0.006$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号R_{23}を同号算式の符号U_{23}とし、同号算式の符号中「$R_{22}=0.006$」を「$R_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中R_{22}をU_{22}とし、R_{14}からR_{21}までをU_{14}からU_{21}までとし、同号算式の符号Q_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号中Q_nをT_nとし、P_{24}をS_{24}とし、同号算式の符号S_{24}の次に次のように加える。

S_{25}	$=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号P_{23}を同号算式の符号S_{23}とし、同号算式の符号中「$P_{22}=0.006$」を「$P_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中P_{22}をS_{22}とし、P_{16}からP_{21}までをS_{16}からS_{21}までとし、同号算式の符号中「$P_{15}=0.066$」を削り、同号算式の符号O_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号中O_nをR_nとし、N_{24}をQ_{24}とし、同号算式の符号Q_{24}の次に次のように加える。

Q_{25}	$=0.006$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号N_{23}を同号算式の符号Q_{23}とし、同号算式の符号中「$N_{22}=0.006$」を「$N_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中N_{22}をQ_{22}とし、N_{11}からN_{21}までをQ_{11}からQ_{21}までとし、同号算式の符号M_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号中M_nをP_nとし、L_{24}をO_{24}とし、同号算式の符号O_{24}の次に次のように加える。

O_{25}	$=0.004$

第十二条第五項の表市町村の項第十五号算式の符号L_{23}を同号算式の符号O_{23}とし、同号算式の符号中「$L_{22}=0.006$」を「$L_{22}=0.045$」に改め、同号算式の符号中L_{22}をO_{22}とし、L_{16}からL_{21}までをO_{16}からO_{21}までとし、同号算式の符号中「$L_{15}=0.066$」を削り、同号算式の符号K_n中「平成24年度」を「平成25年度」に改め、同号算式の符号N_nを同号算式の符号J_nの次に次のように加える。

K	農林水産大臣が調査した国営土地改良事業（昭和63年４月１日以降に事業が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第90条第９項の規定に基づく負担金、土地改良法第90条第１条の規定による改正前の土地改良法第90条第５項の規定に基づく負担金及び同法第91条第６項の規定に基づく負担金（当該国営土地改良事業が市町村特別申請事業であつて、その関連土地改良事業が都道府県営土地改良事業である場合に限る。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額
L	農林水産大臣が調査した独立行政法人森林総合研究所の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から承継された業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第27条第７項及び同法附則第19条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第27条第３項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額
M	農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年４月１日以降に業務が完了するものに限る。）に係る市町村の負担金（その支払期間の始期が平成23年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第７条の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人水資源機構法第26条第２項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第30条第２項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

第十二条第五項の表市町村の項第十六号算式中「$\sum_{n=3}^{13}$」を「$\sum_{n=6}^{13}$」に、「270,000円」を「254,000円」に改め、同号算式の符号中「$C_5=0.012$」を削り、「$E_{16}=0.027$」を「$E_{16}=0.026$」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.029」を「0.028」に改め、同号算式の符号中「$G_5=0.001$」を削り、「$G_9=0.006$」を「$G_9=0.005$」に、「$G_{10}=0.006$」を「$G_{10}=0.000$」に、「$G_{11}=0.021$」を「$G_{11}=0.020$」に改め、同号算式の符号I_{17}中「0.048」を「0.047」に改め、同号算式の符号I_{19}中「0.027」を「0.026」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号算式の符号I_{20}中「0.037」を「0.036」に改め、同号算式の符号K_{22}ア中「0.004」を「0.018」に改め、同号算式の符号K_{22}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号算式の符号M_{22}ア中「0.004」を「0.014」に改め、同号算式の符号M_{22}イ中「0.004」を「0.018」に改め、同号算式の符号O_{21}中「0.025」を「0.024」に、「0.032」を「0.031」に改め、同号算式の符号O_{22}ア中「0.007」を「0.023」に改め、同号算式の符号O_{22}イ中「0.007」を「0.031」に改め、同項第十七号人口の算式Iを次のように改める。